

全3回講座

令和8年度 島根県デジタル活用講師育成事業

デジタル活用講師育成講座

参加費
無料

各会場
定員10名
※先着順

社会のデジタル化の流れは、スマートフォンを中心に生活においても行政サービスにおいても加速しており、今後もこの傾向が続くことが想定されます。

そこで、島根県においてデジタルの活用方法を教えることができる講師を育成するために「デジタル活用講師育成講座」を開催します。



※2回目・3回目の講座日程は受講者と相談の上、決定します。
※現地参加が難しい方はオンライン対応を検討しますので、ご相談ください。
その場合も、1回は現地で受講をお願いしております。

1回目講座

	日 時	会 場	締 切
出雲	9月 9日(水) 13時半～15時	アンジェグレースガーデン (住所:出雲市浜町540-3)	9月 2日(水)17時まで
隠岐	9月14日(月) 18時半～20時	有限会社Willさんいん 隠岐支店 (住所:隠岐郡隠岐の島町有木月無13-38)	9月 7日(月)17時まで
江津	10月6日(火) 18時半～20時	つのづbase (住所:江津市都野津町1826)	9月29日(火)17時まで

内 容

1回目 基本講座

- ・デジタル推進委員に求められる基本知識
- ・高齢者がスマホを利用する際のハードルや躓くポイント
- ・モラルの伝え方やコツなど

2回目 フォローアップ講座

- ・実践の途中経過報告
- ・SNSの登録(任意)
- ・受講者同士で活動を共有

3回目 振り返り講座

- ・活動の振り返りの発表
- ・講座のまとめ
- ・これからの活動を広げるために

・動画視聴、スマホ相談会、講座、個別の相談会などの活動を実施

3回の講座終了後、島根県が該当成果物に基づきデジタル推進委員(※)に推薦

対 象 者

- 島根県内にお住まい、また島根県内で活動されている方
- 日ごろからスマートフォンやPC(デジタル機器)に触れている方
- 地域でデジタル活用支援を行っている、または行いたいと考えている方

お申込み

右記QRコードまたはURLより
お申込みください。
<https://forms.gle/a1XJ52eFpSwxoHkN6>



※デジタル推進委員は、デジタル機器やサービスに不慣れな方にきめ細かなサポートなどを行うことで、社会全体として、デジタル社会の利便性を誰一人取り残されず享受できる環境を作っていくためのデジタル庁の取組です。

受託企業：有限会社Willさんいん お問い合わせ：平日 9時30分～17時30分まで
島根県松江市朝日町498 松江センタービル8階 TEL:0852-28-6220
主 催：島根県（地域振興部地域政策課 デジタル戦略室）

デジタル推進委員 推薦要件

- 要件 1 : デジタル活用講師育成事業又はデジタル人材活躍推進事業の講座参加者であること
なお、講座については①学び（講習）②実践 ③認定の 3 工程で構成され、その内容は島根県に事前に了承を得ていること
- 要件 2 : 推薦対象となる参加者は講座における①学び（講習）②実践（相談会、講座）を受講したものとする
- 要件 3 : ①において、主体的に学ぶ姿勢があり、講師が展開する知識・技能を得ようとする姿勢や自らの理解状況に応じて振り返り、必要な手段（質問するなど）を講ずるなどの行動がとれているもの
- 要件 4 : 国が展開するデジタル活用支援推進事業デジタル活用支援推進【標準教材・動画】
（総務省）にある基本講座の動画すべてを視聴し、視聴状況についてのレポート（別紙 1）を提出すること
- 要件 5 : ②の実践が家族などの近親者に閉じることなく、公共的領域において実践されていること
- 要件 6 : ②のエビデンスが、客観的な証拠として成立しているものであること
（実践風景の写真、実践した対象者の写真（プライバシーを保護するための加工は可）、対象者の人数、具体的な実践の日付、実践内容、参加者の声などが記載されているなど）
- 要件 7 : ②の実践のエビデンスが量的、質的に島根県が認めるものであること
- 要件 8 : 認定段階において住所や氏名などと合わせて、本人であることが客観的に証明可能な書類の提出がなされていること（例：免許証等）
- 要件 9 : 認定後も継続して地域で デジタルの活用において困っている住民を支える意思を持っていること
- 要件10 : ①②③のあらゆる段階において公序良俗に反する行為等がないこと
- 要件11 : 上記の要件以外も含め島根県が総合的に判断を行うこととし、それを了承していること

上記の推薦要件を満たした方を島根県がデジタル庁にデジタル推進委員として推薦します。